

## 球形貯槽鋼管ブレースの告示で示された方法以外の

### 有効な補強方法にかかる評価実施のご案内

2011年東日本大震災において、LPG球形貯槽の溶接鋼管ブレース（筋交い）の交差部分が破断する事象が複数発生し千葉の製油所では爆発火災事故となったことを受け、平成25年11月29日に高圧ガス設備等耐震設計基準（告示及び解釈通達、以下「改正告示」という。）が改正され、鋼管ブレースの交差部及びブレースと支柱の取り付け部についての設計基準が新たに設けられ、平成26年1月1日から施行されています。

また、平成25年12月31日以前に設置された球形貯槽については、法的な義務付けではありませんが、耐震性の向上を図る必要があることから、「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について」（20140519商局第1号平成26年5月21日、以下、本通達と上記改正告示を総称して「改正告示等」という。）により耐震評価を行うとともに、必要な場合には改正告示と同様に耐震補強を行うことが求められています。

鋼管ブレース交差部及びブレースと支柱の取り付け部については、改正告示等に有効な補強方法が示されていますが、その他の方法による場合にあっては高圧ガス設備等耐震設計基準に照らして「十分な保安水準の確保ができる技術的根拠がある方法」で行うものとされています。

高圧ガス保安協会では、当該「十分な保安水準の確保ができる技術的根拠がある方法」について、補強方法の評価を実施させていただくこととなりましたので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。（補強を行おうとする事業者からの申請に基づき行う評価であり、法令上の制度ではなく、協会の自主的な制度として実施させていただきます。）。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に下記担当課までお問い合わせください。

以上

**高圧ガス保安協会 高圧ガス部 高圧ガス課**

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

T E L : 03-3436-6103

F A X : 03-3438-4163

E-MAIL : hpg@khk.or.jp